

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第179号

出会い系サイトやマッチングアプリにご注意！！

新型コロナウイルス感染拡大防止のために新しい生活様式の実践が求められている中、対面での食事会など出会いの場が減少していることから、パートナーを見つけるための活動をオンラインでサポートするいわゆる出会い系サイトやマッチングアプリ等を利用する機会が増えているものとみられます。

このようなサービスは、オンラインで気軽にパートナーを探せる一方、本人確認の徹底が難しいことから、本来の利用方法ではない目的で近づいてくる人物とマッチングしてしまうことがあります。ご注意ください。

【県内事例①】

登録した出会い系サイトで、個人情報の交換をするには会員ランクを上げる必要があるが、そのためにはポイントを購入しなければならないと説明されて、定期預金を解約したりクレジットカードの決済をしたりして200万円余りを支払った。しかし、いつまでたっても個人情報の交換ができないため、返金を希望する。どうすればよいか。

(40代 女性)

【県内事例②】

スマートフォンのマッチングアプリで知り合った男性とメール交換が始まったが、別のサイトで連絡するよう誘導され、男性の個人情報を取得するために3,000円を振込んで正会員になった。その後、簡単にコミュニケーションをとるためにチャットルームを使うよう提案され、10,000円を振込んだ。しかし、チャットはできず、次々とお金を払うよう誘導されたため、騙されているのではないかと不安になった。払ったお金を返金してほしいが、どうすればよいか。

(20代 女性)

ーロアドバイス



©KANAGAWA2013

1. 出会い系サイトやマッチングアプリ等は、規約をよく読んでから利用しましょう。
2. 登録後でも不審な点を感じたら毅然と関係を断ちましょう。
3. 支払い後でも、迷わず速やかに消費生活センターや市町村の窓口、警察等に相談しましょう。(消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等相談窓口につながります。)